

岩手県久慈市

移住定住促進事業費補助金

- 1 補助金額 中古住宅の購入費、及び、購入に伴う家屋改修に係る工事費の合計額の1/2（上限 50 万円）
- 2 募集件数 年間1件

※予算の範囲内での交付になりますので、先着順とさせていただきます。

すべてチェックが付けば対象になります！

- これから、久慈市に転入し、中古住宅を購入する
- 久慈地域(久慈市・洋野町・野田村・普代村)以外から、Uターン又はJIターンする
※Uターンの場合、久慈市から久慈地域外に移住し、5年以上居住したあと、久慈市に転入すること。
- 補助金の交付を受けた日又は市に住民登録をした日のいずれか遅い日から当該交付に係る住宅に5年以上居住し、生活の本拠とする意思がある
- 世帯員全員が前住所地の市町村の税を滞納していない

ただし、以下に該当する場合は対象となりません。

- 住宅の購入にあたり、この補助金以外に、国、県、市等から補助金、移転補償、損害賠償等の交付を受けようとしている
- 共有名義で住宅を購入する場合、共有名義人がこの補助金の交付の申請を行っている
- 世帯員の3親等以内の親族の者から中古住宅を購入しようとしている
- 転勤等で一時的に市に住民登録する
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である

～申請の流れ～

※まずはお電話かメールでお問合せください。物件購入・転入よりも前に、申請していただく必要があります。

- ①申請する ←
- ②交付決定を受ける
- ③申請日の翌日から当該年度3月31日までに、次のことをする
 - ・中古住宅の売買契約を締結する
 - ・住宅、土地の所有権を移転登記する
- ④③が完了したら、請求書を提出する ←
- ⑤約3週間後に補助金をお振り込みします。

①申請時の提出書類

- ・交付申請書(様式1)
- ・事業計画書(様式2)
- ・事業誓約書(様式3)
- ・購入費用の見積書等の写し
- ・今住んでいる市町村の、住民票謄本(続柄記載)
- ・今住んでいる市町村の、世帯全員の市税等の納税証明
- ・世帯全員の戸籍の附票
- ・住宅の全景写真
- ・(※改修する場合は)改修費用の見積書等の写し

④請求時の提出書類

- ・売買契約書の写し
- ・支払を証明する書類(領収書等)の写し
- ・住宅、敷地の登記事項証明書の写し
- ・(※改修した場合は)完成写真
- ・住民登録が完了した場合は、久慈市の住民票謄本(続柄記載)

お問合せ／久慈市役所 地域づくり振興課
電話 0194-52-2116 メール k-turn@city.kuji.iwate.jp